

第2章 農業教育機関

第1節 明治時代

1. 徳島県農事講習所 (明治30～明治36年)

日本政府は明治11年に殖産興業資金を得るため、国債（起業公債）を募集し、政府の手により積極的な新産業の奨励を始めた。

農業部門においても明治19年に東京農林学校を開校し大日本農会を創立した。

この頃の農村には農業会、勸業会、農事会と呼ばれる組織があり、これらの農談会は、最初は中小の在村耕作地主や自作上層農民を指導者として自主的に結成された。その主要な目的は商品生産的農業の基礎となる農業技術および農事の改良をなすことにあった。

明治13年5月には、勸業局が府県に勧告をして村や郡および府県に農事会を設立させ、勸業政策の滲透をはかった。各地の農事熟練者（老農）を政策推進のため末端の組織に配し、さらに全国の老農を招集して全国農談会を開いた。また明治16年5月には勸業諮問会および勸業委員の設置を府県に通達している。

明治28年には全国各地に町村農会、郡農会が発足しているが明治32年6月には法律第103号により農会法が成立し、本県においては明治34年8月には徳島県農会が発足した。そうして既存の町村農会、郡農会を統括し法人として認められ、国の補助金に支えられて農会活動も本格的に行われた。国はこの補助金にもとづいて強い監督権と指導性をもつようになった。明治35年からは「徳島県農会報」を発刊し、農政、農業技術、統計調査等の情報を伝えると共に他県との情報の交換も行った。

一方徳島県においても各地の町村農会、郡農会を指導する目的で明治30年6月に県令36号、告示

116号により徳島県農事講習所が設立された。その内容は修業年限2か年とし、前期と後期に分けて各期とも1日の授業時間は5時間、期間は4週間とし、各郡単位9地域において講習所を開設していた。生徒数の詳細は不明であるが、明治35年度には受講生492名、試験合格者324名となっている。徳島県が農事講習を始めた最初である。

徳島県農会においてもその事業の一つとして徳島県農会短期講習規程を設け、農民に農事改良思想を与える目的で町村農会員のうち尋常小学校卒業業者又は20才以上の者を対象として3日～7日間の講習会を開催している。講習科目は米麦作法、養蚕法、肥料論、実益経済等で、場所により煙草、野菜、果樹、山林経済、畜産法等が加えられた。

このような機運のなかで三好郡においては農業技術教育の必要性から、明治34年には三好郡立農業学校が設立されたが、これが本県における農業教育機関の最初である。この学校は明治37年徳島県立農業学校が設立されるにおよび同校の分校となった。

2. 徳島県農事試験場巡回講習 (明治36年～)

明治36年には徳島県農事試験場が開設され、農事試験場巡回講習施行規則（告示第124号）が定められ、前述の徳島県農事講習所規則は廃止（告示第122号）された。

この目的は「簡易ナル学理ノ応用ヲ授ケ且ツ試験場ノ成績ニ基キ改良方法ヲ教示スル」となっており、16才以上の男子で農業に従事し、普通読書の出来る者を対象とし、講習科目は「農芸ニ必須ナル学理ノ大要」「地方主作物ニ関スル事項」「副

産業ニ関スル事項」であり、その順序方法は農事試験場長が定める事となっていた。

この実績については各年度の業務功程に記載されているが、概ね次表のとおりである。

第1表 講習講話・実地指導実績

年度	明治41年 ～44年	大正元年 ～14年	昭和元年 ～14年	昭和15年 ～39年
講習講話		665日	670日	2,575日
実地指導		1,432日	698日	6,956日
計	220日	2,097日	1,368日	9,531日
年平均	55日	150日	98日	381日

農会においても明治38年には従来の農会短期講習規程を廃止して、新に農事講習講話会規程を設定し、「農民ニ農事改良思想ヲ与エ農事ノ改善ヲ謀ルヲ以テ目的トス」として、満15才以上の者で男女を問わず25名以上を集め、期間は5日ないし7日間として農事全般（地域により科目は異なる）の講習講話会を開催していた。

以上のように明治時代の農民に対する農業技術指導の方策は明治18年に設けられた農事巡回教師の制度にもとづき農事試験場、農会、農業学校の教職員が講師となり、現地において講習講話会や実地指導がなされた時代である。

第2節 大正時代

1. 農会技術員養成講習所 (大正2年～昭和元年)

大正2年になり徳島県農会の委託により農事試験場において町村農会技術員の養成講習を開始した。修業年限は1年とし、学科目は作物論、園芸、作物生理学、経済、肥料、法規、病虫害であり、土地建物は試験場を利用すると共に養成責任者には場長があたり、試験場職員の中から兼務職員1名、講師5名があてられている。

本講習所は大正2年から昭和元年まで14回生ま

であり計62名の修了生を出し、各農会の技術員として地域農業の指導にあたった。

徳島県の農業技術員の養成組織はここから始まっている。

第2表 農業技術員養成講習所の年次別修了者数

年 度	大正2	3	4	5	6	7	8
修了者数	6	5	8	2	3	3	1

9	10	11	12	13	14	15	計(14回)
1	4	3	4	5	5	12	62名

第3節 昭和時代

1. 徳島県農業技術員養成所 (昭和2年～12年)

昭和2年4月県令26号により県農会委託の講習所を廃止し、徳島県農業技術員養成所を農事試験場に併設した。修業年限は従前どおり1年であるが、入所資格は農業学校卒業者または所長がこれと同等以上の実力ありと認めた年齢18才以上の者に限られた。学科目は農事に関する法制、経済大意、土壌、肥料、作物、園芸、畜産、養蚕、病菌、

害虫、農具であり実習が課せられたが生徒には手当として毎月金拾円が支給された。但し本養成所の卒業者は2年間本県市町村または郡農会に就職する義務を負わされていた。昭和2年から12年までの間に合計72名の修了生を出している。

第3表 農業技術員養成所の年次別修了者数

年度	昭和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計(11回)
修了者数	9	9	9	10	5	4	5	4	5	5	7	72名

第2章 農業教育機関

なお昭和6年4月からは徳島県立農事試験場練習生規定が設けられ、精農家養成の目的で高等小学校卒業程度の者を1年間教育する事になったがこれについては別に述べる。

2. 農会技術員養成所
(昭和13年～昭和17年)

昭和13年8月県令第44号により徳島県農業技術員養成所が徳島県農会技術員養成所に改められたが昭和14年の徳島県要覧はその時のいきさつについてつぎのように述べている。「農村における郡市町村農会技術員の使命の益々重要性を加ふる現状にかんがみ之が素質の向上を図り以て農村の全面的指導に遺憾なきを期する為優秀なる技術員を養成し、一意専心農村指導に盡瘁せしむる事は極めて緊要の事にして之等技術員の養成に関しては国庫より相当の助成金を交附さるる事と相成、養成施設も本省の趣旨に則り昭和13年8月県令44号に依り養成規程の改正を見た次第にて定員20名以内とし、修業年限を1年2か月となし、内2か月以上を農会に於て実地見習を為さしむる事とし、尚養成期間中は各種試験場、種畜場等の農事施設を活用し、農会技術員として須要なる学科及技术を修得せしめ、講師は県、各種試験場、農業学校、農会等の職員を以てし、養成所に於ける教授時間数を学科720時、実習900時計1,620時とし、本施設上萬遺憾なきを期すること、せり」と述べている。

入所資格も旧甲種農業学校卒業程度以上の学力を有するものとし、手当として毎月3円以内が支給される事となった。

昭和13年から昭和17年までの5か年間に合計67名の修了生を出している。

第4表 農会技術員養成所の年次別修了者数

年 度	昭和13	14	15	16	17	計(5回)
修了者数	11	13	14	15	14	67名

3. 徳島県立農業技術員養成所
(昭和18年～昭和23年)

昭和18年8月徳島県令第35号により徳島県農会技術員養成所を徳島県立農業技術員養成所と改め

た。入所資格は従来と同じく旧甲種農業学校卒業程度以上の学力を有するものとし、学科目は修身、農業関係法規、農業経営、農会本務、作物、園芸、土壤肥料、病虫害、農具、農業土木、畜産、養蚕、副業、科外の授業620時間、実習1,030時間計1,650時間を履修する事とし、修業年限は2か月短縮され1か年となった。

昭和18年から昭和23年までの6か年間に、合計134名の修了生を出している。

第5表 県立農業技術員養成所の年次別修了者数

年 度	昭和18	19	20	21	22	23	計(6回)
修了者数	20	24	30	31	14	15	134名

4. 徳島県立農事試験場練習生
(昭和6年～昭和40年)

昭和6年4月から精農家養成の目的で練習生規定が定められ、県内農家の子弟で自家経営を志望する高等小学校(後に新制中学校)卒業程度以上の者を入場せしめ、1年間新しい農業技術を修得せしめることとした。修業科目は修身、普通作物、作物汎論、園芸作物、土壤、肥料、病菌害虫、農具、農業土木、畜産、養蚕、副業、農業経営、産業組合、数学および実習であった。

第6表 農業試験場練習生年次別修了者数

年度	修了者数		年度	修了者数		年度	修了者数	
	1年制	2年制		1年制	2年制		1年制	2年制
昭和6	7		11	2		16	17	
7	4		12	4		17	25	
8	3		13	4		18	34	
9	4		14	8		19	24	
10	2		15	9		20	12	
年度	修了者数		年度	修了者数		年度	修了者数	
1年制	2年制	1年制		2年制	1年制		2年制	
昭和21	38		29	13		37	15	
22	27		30	19	1	38	18	14
23	13		31	22	9	39	9	7
24	16		32	28	11	40	6	7
25	12		33	17	13	計	499名	77名
26	19		34	17	8			
27	16		35	19	3			
28	11		36	5	4	合計	576名	

昭和6年から昭和20年までに147名の修了者を出している。なお昭和20年の終戦以降科目に改正があり、また昭和30年度からは、1か年研修後さらに研究を希望する者に対して2年制課程をおき、さらに1年間農業に関する理論と実務について教育し、将来のよき農業経営者養成に努めた。

昭和20年から農業大学校が設立される昭和41年までの21年間に修了生352名、2年制課程77名、合計429名の修了生を出しており、6年当初から通算するとその数は576名にのぼっている。

5. 徳島県たばこ耕作技術員養成所 (昭和26年～昭和40年)

戦後数年を経て海外からの食糧輸入も順調に進んで、食糧難の危機も一応脱し、嗜好品であるタバコの需要は漸次増大していった。専売公社としても国の主要な財源を得ることであり、タバコの増産と共に品質の向上のために栽培指導と技術員の養成が急務となった。一方農家としても、タバコ栽培による安定した収益の増加と共に水田地帯においては、後作に晩期水稻が栽培出来る事が魅力であり、多角経営の主要な作目としても取り入れられた。

このような状況下において昭和26年5月徳島県規則第35号により、徳島県たばこ耕作技術員養成所規則が定められ、徳島県立農事試験場池田分場で養成が開始された。この規則は開所の目的を「たばこ耕作に必要な学理と技術を授け、耕作技術員及び中堅耕作者を養成するため」としている。入所資格は新制高等学校もしくは旧制中学校卒業者となっており、修業年限は1年である。但し特にタバコ耕作の研究を希望する者は修業年限を延長することが出来るようになっていた。

学科目はたばこ汎論、たばこ耕作、たばこ専売法規、作物一般、植物病理、育種、土壌肥料、病害虫、農業気象、農機具、農業経営等であり、実習はタバコ耕作およびタバコに関連する他の農作物の栽培である。

またこの規則の中に練習生を置くことが出来るようになっており、新制中学校卒業者を対象にたばこ耕作に関する実習を1か年間実施していた。また練習生のうち特にタバコ耕作の研究を希望す

る者を対象に所長の許可を得て、修業年限を延長することが出来た。

昭和34年3月には三好郡町村会、県たばこ耕作連合会、池田たばこ耕作組合等の資金援助を得て建坪50坪(165㎡)152万余円で教室を含む寄宿舎が新築された。

この養成所は昭和41年4月徳島県農業大学校が設置されるに伴ない廃止され、農業大学校の実科(特用作物技術コース)として受継がれる事となった。

昭和26年発足から41年までの15年間に講習生60名、練習生72名、講習2年生8名を養成している。

第7表 たばこ耕作技術員養成所の年次別修了者数

年 度	修 了 者 数		
	練 習 生	講 習 1 年 制	講 習 2 年 制
26	6	4	
27	10	6	
28	7	7	2
29	6	7	2
30	5	9	1
31	5	8	
32	5	6	
33	3	4	1
34	5	3	
35	2	1	1
36	0	2	1
37	1	1	
38	10	0	
39	4	0	
40	3	2	
計	72	60	8

6. 徳島県立農業講習所 (昭和24年～昭和41年)

大正2年に設置された農会技術員養成講習所は昭和2年に徳島県農業技術員養成所となり、さらに昭和13年には農会技術員養成所、さらに昭和18年には、徳島県立農業技術員養成所と名称の変更はあったが、その目的および教育内容には大差なかった。

戦後GHQの強い指令により昭和23年7月から農業改良普及員制度(農業改良助長法・法律第165号)が発足したが、農業改良普及員等農業技術者

第2章 農業教育機関

の養成を目的として国の補助を受け、24年4月徳島県立農業講習所が設置（県規則第28号）された。

講習所の目的は農業改良普及員等の養成並にその再教育を行うことで、教育方針としては農事試験場に併設された主旨にかんがみ、実際技術の練磨に重点をおき実力ある者の練成をする事とした。また所外教育として県内外の試験研究機関、各種農業関係の施設団体、精農家等の視察見学、調査ならびに実地訓練を実施すると共に県下各地区農業改良普及所に約1か月配属し、各地域の農業事情の調査および普及の実務を体験させるようにした。

当時の社会状況は戦後外地からの引揚者による急激な人口増加により食糧難からは抜け切っておらず、政府は工業立国を唱えながらも未だ民間企業には十分な活力がなく、雇用能力もなく、農村における農家の二・三男対策が大きな課題となっていた。

このような時期に新しく農業改良普及事業が発足したことで、当時の農業高等学校卒業者はこぞって農業講習所へ入所し、普及員資格を取得した。これは専門を生かす就職への近道であり、かつ食糧増産のニーズにこたえる新しい職業へのライセンスでもあって、講習生は希望に胸をふくらませて勉学に実習に精励した。

この農業改良普及事業で、戦後の新しい日本農業指導の道が定まり、特に食糧増産の科学的技術手段と共にいわゆる「考える農民」の養成と言う社会教育的見地から農民指導に当たった事は特筆すべき事である。

講習所施設としては当初農事試験場の施設を利用したが、昭和24年には国からの補助をうけ寄宿舎40坪（木造平屋瓦葺）、宿泊室3部屋（管理室、食堂、炊事場）が新設され、引続き26年には講習所教室45.5坪（木造平屋スレート葺）の2教室と事務室が新設された。この教室は昭和36年に80mはなれた果樹園跡に移動させている。

また昭和30年には実験室20坪（2室）を新設し病害虫の実験研究にあてられた。

その後昭和36年3月には28.2坪の視聴覚教室、38年3月には鉄骨スレート葺2階建延101.4坪の農業機械整備実験室が建設された。

所長は農業試験場長が兼務し、専任職員は1～

2名であたったが、各教科目の授業は試験場職員が担当した。

講習期間が2か年となったため、教科目についても充実しており、専門科目以外に基礎教養科目として化学、社会学、教育学、経済学、国語が加えられ、また新しく農業普及科目として農民心理農村社会、普及一般、普及方法、農業史、青少年クラブ、農村生活、普及史が加えられた。

昭和24年から41年3月卒業の第16回生まで216名の卒業生を送り出したが、その初期の卒業生は現在農業の各分野の中堅的存在として活躍している。

7. 徳島県農業大学校農業分校 （昭和41年～現在）

昭和30年前半から農業の曲り角論が世評をさわがせていたが、35年7月池田内閣が成立し、その施政方針として所得倍增政策を打出し、第38国会は農業基本法国会と言われる程日本農業の将来について白熱した論争が展開され、36年6月同農基法が成立し、国の農業長期計画が示された。各県においてもこの方針に従って具体的な農業施策が講じられていった。徳島県においても果樹、畜産部門を中心に生産基盤の整備に当たったが、農業指導者の養成についても従来の農業講習所を発展的に解消して徳島県農業大学校の設置をみたのである。

昭和41年3月19日徳島県条例第1号により徳島県農業大学校の設置および管理に関する条例が公布された。同年4月1日には徳島県規則第25号により同校管理規則が制定され、校長以下7名の専任職員が配置された。4月11日には入学式が挙行され、本科2年10名（旧農業講習生を編入学）本科1年22名、実科60名（専修課程30名、高等課程30名）が入学した。

当初は農業試験場の旧農業講習所の建物を仮校舎として開講したが、昭和42年3月には石井町に農業大学校として独立した校舎や関連した施設が竣工したので、農業試験場から新築校舎に移転した。

実科のうち農業試験場本場には農業分校を、池田分場には特用作物分校が設置され、それぞれ農

業技術コース、特用作物技術コースに別れて授業が開始された。

昭和45年度からは実科の高等課程（新制中学卒対象）は廃止された。このことについては昭和43年8月29日農政第1532号により農林業技術研究生受入れ実施要領が制定され「農林関係試験場において専門的研究を希望するもので場長が適格と認めるもの」を受入れ資格者と定められたためである。

農業試験場にあつては、昭和45年4月管理係が設置され、労務人夫・圃場管理の業務と共に実科生の業務も担当することとなった。

昭和52年には規則の改正により、特用作物技術コースを廃して、農業技術コースを甲コース（本場）乙コース（池田分場）としたが、これは教科内容に特用作物ばかりでなく野菜等一般畑作物がとり入れられたためである。

教科目については昭和52年、54年に改正されたが現在甲コースにあつては農政学、野菜園芸学、花き園芸学、作物学、植物病理学、応用こん虫学、土壌学、肥料学、農業機械学、農業経営学、環境保全、演習、実験実習で、授業は450時間、演習は120時間、実験実習は720時間であり、乙コースにあつては農業経営学、食用作物学、工芸作物学、野菜園芸学、土壌肥料学、演習、実験実習で、授業は420時間、演習は120時間、実験実習は720時間である。

昭和41年設立以来58年3月の第17回卒業生まで農業分校にあつては高等課程24名、特用作物分校にあつては高等課程17名であり、専修課程から引継いだ農業分校実科卒業生の総数は116名である。

第8表 農業講習所・農大農業分校・特用作物分校卒業生数

農 業 講 習 所	農業分校(農業技術甲コース)			特用作物分校 (農業技術乙コース)		
	年 度	専修課程	高等課程	専修課程	高等課程	
25	16	41	1	8	5	
26	15	42	12	7	7	
27	15	43	11	5	1	
28	17	44	16	4	3	
29	12	45	19		1	
30	19	46	2			
31	14	47	5			
32	17	48	4			
33	15	49	4			
34	18	50	8			
35	16	51	4		1	
36	16	52	11			
37	10	53	8			
38	4	54	2			
39	4	55				
40	8	56	6			
計(16回)	216名	57	3			
		計	116名	24名	3名	17名

卒業後の進路については年代により異なるが、大方が農業後継者であり自家農業に従事しているが、農業機械、農業資材など農業関係の商社に就職している者もかなりの数にのぼる。また本校に進学した者は3名、農林水産省の農業者大学校に進学した者は2名である。

付. その他の農業教育施設

(1) 徳島県立農民道場 (昭和16年～昭和22年)

昭和9年阿波郡久勝町（現阿波町）にあつては、農村経済更生計画を立てたが、その柱の一つとして青少年を主体とする社会教育機関の必要なことを痛感し、久勝村農民道場を設立した。設立の目的は「質実剛健な気風と国家主義の鼓吹と農業に対する正しい認識を植えつけ、農業の栽培技術の習得と農家経営の研究を奨励し、心身を鍛練させること」にあつた。

昭和16年にはその運営を県に移管（告示第286号）し、徳島県立農民道場となった。その目的とするところは「農村青年の心身を鍛練し、皇国農民たる信念と実力を涵養し、農村中堅人物を養成する」となっている。修練科目は修身公民、皇国農民道、農村経営、農学、農業実習、体操教練および武道、普通学であり、長期修練生20名を定員とし、国民学校高等科修了（旧高等小学校第2学年修了者を含む）した者を1か年間教育した。

昭和18年には研究科が設けられたが、翌19年には修練期間2年制に改めた。

昭和21年には女子部が設けられ、家政（家事、和洋裁）茶湯生花、育児および実習の教科を1か年間教育するようになった。

昭和16年から21年の6か年間に男子72名、女子25名、研究科2名の修了生を出した。

(2) 徳島県立修練農場 (昭和22年～昭和24年)

昭和22年3月県告示第142号により、すでに久勝町から板野郡板東町（現鳴門市）に移されていた農民道場を修練農場と改称した。

終戦に伴ないその教科目も男子部は公民、普通学科、農業経営、実習となり、女子部は、公民、

農業経営、家政（家事・洋裁）茶湯、生花、育児、実習と改められた。昭和22年4月から23年3月の2か年間に男子19名、女子9名の修了生を出しているが24年7月経営伝習農場設立に伴ない廃止された。

(3) 開拓基地農場 (昭和22年～昭和24年)

終戦による復員や工場、都市の焼失により農村人口は急激に増加したが、食糧難を救う手段として政府は昭和20年11月緊急開拓実施要領を策定、これと同時に旧軍用地、一部国有林野が開拓用地として開放され、戦時中の農兵隊に代わる組織として、21年3月徳島県に開拓増産本部を設け、開拓増産隊を編成した。県下各地に開拓者が入植したが、これ等開拓者の技術指導や開拓に必要な資材の整備供給の基地として、昭和22年4月に板野郡板東町の県立修練農場内に徳島県開拓基地農場が設立された。

修練期間は1か年であったが入場資格として将来開拓農民として新農村の建設に挺身せんとする熱意を有する者で、年齢18才以上30才以下の農家の子弟または外地引揚者のうち農業に経験があり、身心健全なるものとされている。教科目は公民、開拓農政、土壌、肥料、農業気象、畜産、作物栽培、農産加工、農村工業、農業工学、林学開拓農業経営、作物病虫害、その他となっている。

修練生はすべて寄宿舎に入り、授業料および食費舎費は徴収されず、予算の範囲内において手当が支給された。

修練生は課程終了後優先的に集団地に入植したが、山間僻地の入植者は環境条件が悪く十分な成果が得られなかった。

昭和22年度から23年度の2か年間に男子19名、女子9名の修了生を出したが、24年7月経営伝習農場設立に伴ない廃止された。

(4) 徳島県立経営伝習農場 (昭和24年～昭和27年)

昭和24年7月、修練農場と開拓基地農場を併せて経営伝習農場（告示第420号）と改称した。その目的は「健全な農村の建設に資するため、科学的農業技術の伝習をなし、新しい農家経営のあり方を体得せしめ、進歩的な農業経営者を養成する」ことにあった。その教科目は土壌および肥科学、農業気象学、動物生理学、作物病虫害学、作物栽培原論、農業経済学、農業工学、養畜学、農畜産加工学、その他必要な科目となっており、女子の家政科では家事および裁縫となっている。生徒の伝習期間は1か年で、昭和24年度から26年度まで3か年間に男子46名、女子20名の修了生を出したが、27年3月をもって廃止された。

(5) 農兵隊—農事講習所 (昭和19年～昭和21年)

第二次世界大戦末期には多数の若者が応召、徴用され、農村の労働力は極度に減少し、食糧増産の担い手として労働奉仕をする目的で農兵隊が組織された。

本県では農業報国会徳島県支部のもとに食糧増産隊徳島県大隊が設置され、その下部組織として農兵隊が編成された。小学校高等科卒業者を対象にし、その組織は全く軍隊式で30名～40名を1小隊とし、3～4小隊で中隊をつくり、5中隊を編成した。

駐屯地は徳島市蔵本町の練兵場、板東町の旧陸軍兵舎を中心にして、美馬、池田、海部等要請のある町村に分駐した。その活動は駐屯地の市町村長の要請により、開墾開畑、樹園地の伐採によるサツマイモの栽培、用排水路や貯水池の構築等食糧増産のためにあらゆる作業に従事した。町村長は食糧の特別配給を受け、隊員は自炊し、早朝から夕方まで困苦をいとわず勤労奉仕作業に専念した。

昭和20年8月終戦に伴ない廃止されたが、引続き農事講習所と改称され、その駐屯地において青年学校令第15条第1項の規程による1か年間の農事講習を受けたものは274名であった。